### 2030年輸出 5 兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進のうち 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

### 【令和6年度予算概算決定額 152(152)百万円】

#### く対策のポイント>

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件(食品衛生、ハラール・コーシャ等)に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援します。

#### <事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大(2兆円[2025年まで]、5兆円[2030年まで])

#### く事業の内容>

- 1. 加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、製造・加工、流通等の施設の新設(掛かり増し経費)及び改修、機器の整備に係る経費を支援します。
- ① 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定 取得に必要な施設・設備
- ② ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
- ③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備
- 2. 施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサルティング 費用等の経費(効果促進事業)を支援します。

#### <事業の流れ>



みどりの食料システム法に基づく認定を受けた取組等については、事業採択時に優遇します。

#### く事業イメージン





施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修

厳密な温度管理に対応する急速 冷凍庫等の導入



空気を経由した汚染を防止する 設備 (パーティション) の導入



製造ラインにおいて添加物混入を 回避する輸出専用ミキサーの導入

[お問い合わせ先] 輸出・国際局輸出支援課(03-6744-2375)

### 2030年輸出 5 兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進のうち 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

### 【令和7年度予算概算決定額 123(152)百万円】

#### く対策のポイント>

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件(食品衛生、ハラール・コーシャ等)に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援します。

#### <事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大(2兆円[2025年まで]、5兆円[2030年まで])

#### く事業の内容>

#### く事業イメージン

#### 1. 施設等整備事業

加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に 対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設(掛かり増し経費)**及び**改修、** 機器の整備に係る経費を支援します。

- ① 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定 取得に必要な施設・設備
- ② ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
- ③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備

#### 2. 効果促進事業

施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング 費用等の経費**を支援します。

#### <事業の流れ>



食品製造事業者 食品流通事業者 中間加工事業者等 (地方公共団体、都道府県知 事が適当と認める者を含む)



施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修



空気を経由した汚染を防止する 設備(パーティション)の導入



厳密な温度管理に対応する急速 冷凍庫等の導入



製造ラインにおいて添加物混入を 回避する輸出専用ミキサーの導入

[お問い合わせ先] 輸出・国際局輸出支援課(03-6744-2375)

## 環境保全型農業直接支払交付金

### 【令和6年度予算概算決定額 2,641(2,650)百万円】

#### <対策のポイント>

る取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。

#### く事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

#### く事業の内容>

#### 1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,550 (2,537) 百万円

- ① 対象者:農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
  - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
  - イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
  - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進に係 る活動等)に取り組むこと
- ③ 支援対象活動

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて 行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動

④ 取組拡大加算

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

#### 2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 91(104)百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の 推進を支援します。

※事業評価のため実施していた調査委託については前年度限りで終了。

#### <事業の流れ>

都道府県

市町村



農業者団体等

(1の事業)

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減す

### く事業イメージ>

#### 【支援対象取組·交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

全国共涌取組 国が定めた全国を対象とする取組

土		いて王国でかる
全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施 する場合 <sup>注2)</sup> に限り、2,000円を加算。	
業 注1)	そば等雑穀、飼料作物	3,000
堆肥の施用 4,40		4,400
カバークロップ		6,000
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400 (3,200)
草生栽培		5,000
不耕起播種 <sup>注3)</sup>		3,000
長期中干し		800
秋耕		800









- 有機JAS認証取得を求めるものではありません。
- 注2) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、 リビングマルチ、草牛栽培のいずれかを実施していただきます。
- 注3)前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種 機により播種を行う取組です。

▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、 地域を限定した取組(冬期湛水管理、炭の投入等) ※交付単価は、都道府県が設定します。

#### 【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する 農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援 (交付単価: 4,000円/10a)

- ◆ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
- ・配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

[お問い合わせ先] 農産局農業環境対策課(03-6744-0499)

玉 定額

都道府県

市町村等

(2の事業)

## 環境保全型農業直接支払交付金

### 【令和7年度予算概算決定額 2,804(2,641)百万円】

#### く対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。第3期対策(令和7年度)から、支援対象取組等を一部見直し、有機農業の移行期への重点支援や、水田からのメタン排出を抑制するための仕組みの導入などを行います。

#### <事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

※ 令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金の検討の中で、本事業を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討します。

#### く事業の内容>

#### 1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,686(2,550)百万円

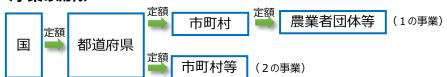
- ① 対象者:農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
  - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
  - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
  - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進に 係る活動等)に取り組むこと
- ③ 支援対象活動

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて 行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動

- ④ 取組拡大加算 有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援
- 2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 118(91)百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業 の推進を支援します。

#### <事業の流れ>



#### く事業イメージン

#### 【支援対象取組·交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ **全国共通取組** 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		取組内容	交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外 <sup>注1)</sup>	国際水準の有機農業を実施する移行期の取組	14,000
	そば等雑穀、飼料作物	(有機JAS認証取得を求めるものではありません。)	
堆肥の施用 <sup>注2)</sup>		主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を農地へ施用(0.5t(水稲)又は1t(水稲以外)/10a以上)する取組	
緑肥の施用 <sup>注2)</sup>		カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施する取組	5,000
総合防除注2	そば等雑穀、飼料作物以外	IPM実践指標の6割以上を達成するとともに、畦畔機械除草や 交信攪乱剤の利用等の活動を実施する取組	
一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	そば等雑穀、飼料作物		
炭の投入		炭を農地へ施用(50kg又は500L/10a以上)する取組	5,000

- 注1) このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合(土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合)に限り、2,000円を加算。
- 注2) 主作物が水稲の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。
- ▶ 地域特認取組
  地域や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、
  地域を限定した取組
  ※交付単価は、都道府県が設定します。
  ※全国共通取組や多面的機能支払での支援対象となっていない取組が対象

#### 【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する 農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援 (交付単価:4,000円/10a)

※本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

[お問い合わせ先] 農産局農業環境対策課(03-6744-0499)

### OICTを活用した畜産経営体の生産性の向上対策

本事業(「畜産情報活用強化対策」)の該当箇所は赤枠箇所

【令和6年度予算概算決定額 240(750)百万円】

(令和5年度補正予算額(所要額) 29,100百万円の内数)

#### く対策のポイント>

酪農・肉用牛経営の省力化に資するロボット・AI・IoT等の先端技術の導入や、それらの機器等により得られる生産情報等を畜産経営の改善のために **集約し、活用**するための**体制整備**等を支援します。

〈事業目標〉「平成30年度→令和12年度まで]

牛乳牛産量: 728万t→780万t 牛肉生産量: 33万t→ 40万t

#### <事業の内容>

#### 1. 畜産経営の生産性向上対策(畜産クラスター事業)

**畜産経営の省力化により生産性向上**を図るため、搾乳ロボット・発情発見 装置等のICT関連機械を導入する取組を支援します。

#### く事業イメージ>

#### 1. 畜産経営の生産性向上

省力化により生産性向上につながる機械・装置(各種データ取得が可能)の導入を支

発情発見 分娩監視

飼養管理 (搾乳、給餌等)



発情発見装置

分娩監視装置

搾乳ロボット

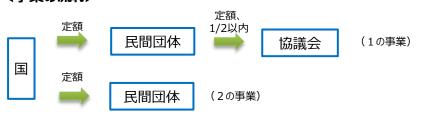
ほ乳ロボット

自動給餌機

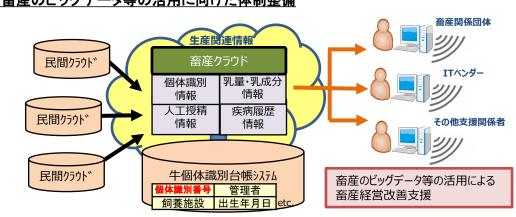
#### 2. 畜産データ活用体制整備(畜産経営体生産性向上対策)

畜産関係団体やITベンダー等が連携し、牛の個体識別番号と当該牛に関 連する生産情報等を併せて集約し、活用する体制を整備する取組等を支援 します。

#### <事業の流れ>



# 2. 畜産のビッグデータ等の活用に向けた体制整備



[お問い合わせ先] 畜産局畜産振興課(03-6744-2587)

## 畜産生産力·生産体制強化対策事業

本事業(「畜産情報活用強化対策」)の該当箇所は赤枠箇所

#### 【令和7年度予算概算決定額 774(778)百万円】

#### く対策のポイント>

肉用牛・乳用牛・豚・鶏の改良や牛個体識別番号と関連する生産情報等を集約・活用する体制整備を推進するとともに、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷 時期の早期化や和牛の信頼確保のための遺伝子型の検査の支援により、畜産物の生産力及び生産体制の強化を図ります。

- 〈事業目標〉 [平成30年度→令和12年度まで] (※目標は酪肉近に記載。令和7年3月末目途に改訂予定)
- 牛乳牛産量:728万t→780万t ※ 牛肉牛産量: 33万t→ 40万t% ○ 豚肉牛産量:90万t→92万t
- 鶏肉生産量:160万t→170万t 鶏卵生産量: 263万t→264万t

#### く事業の内容>

#### 1. 家畜能力等向上強化推進

遺伝子解析技術等を活用した新たな評価手法や始原生殖細胞(PGCs)保 存技術等により、生涯生産性の向上、遺伝的多様性を確保した家畜の系統・品 種の活用促進、肉質・繁殖能力の改良の加速化等を推進する取組を支援します。

#### 2. 畜産情報活用強化対策

畜産関係団体やITベンダー等が連携し、牛の個体識別番号と当該牛に関連す **る生産情報等を併せて集約し、活用する体制を**整備する取組等を支援します。

#### 3. 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進

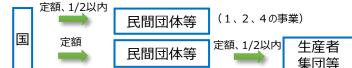
肉用牛生産における生産コストの削減や環境負荷の低減に資する、肉用牛の肥 育期間の短縮・出荷時期の早期化を推進するため、

- ① 意欲ある生産者団体による先行地調査、実証等の取組
- ② 早期出荷牛肉の認知度向上、理解醸成を図るための品質評価等の取組 を支援します。

#### 4. 和牛の信頼確保対策

我が国の貴重な知的財産である和牛の血統に関する信頼を確保するため、遺伝 子型の検査によるモニタリング調査を推進する取組を支援します。

#### <事業の流れ>



登記上の父は

肥育期間短縮

[お問い合わせ先] (1、3①、4の事業)

(2の事業)

4. 和子牛の遺伝子型の検査

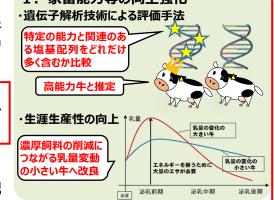
(32の事業)

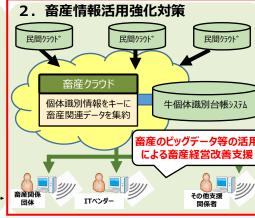
畜産局畜産振興課

国産和牛の信頼低下

・購入者の利益の遺失

# く事業イメージン 1. 家畜能力等の向上強化







生産コストの削減

しかし、実の

早期出荷に向けた意欲ある生産 者団体による実証等を支援

成分検査、生物·物理検査 官能検査による品質評価及 び経営・飼養管理モデル分析



早期出荷牛肉の流通促進



(03-6744-2587)

畜産振興課(03-3501-3777) 食肉鶏卵課(03-3502-5989)

(3の事業)